

件名	愛媛県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
主管課	農地整備課
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号) 土地改良法(昭和24年法律第195号) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)
<p>【改正の概要】</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、県営土地改良事業に係る特別徴収金の徴収対象者の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>○改正理由</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業について、農地中間管理権が設定された農用地に加えて、農業経営等の委託に係る農用地についても事業の実施が可能となったため、事業実施農用地について農地中間管理権が解除された場合に加えて、農業経営等の委託が解除された場合にも特別徴収金を徴収できるよう、条例の一部を改正することとした。</p> <p>(農地中間管理機構関連農地整備事業…土地改良法第87条の3第1項の規定により行う県営土地改良事業 農地中間管理権…担い手への貸付を目的として農地中間管理機構が取得する賃借権等の権利 農業経営等の委託…農業経営又は農作業の農地中間管理機構への委託)</p> <p>○改正内容</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業の場合の特別徴収金の徴収対象に、農業経営等の委託をした者が当該委託を解除した場合を追加する。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要</p> <p>農業の成長産業化及び農業所得の増大に向け、農用地の集約化を促進するとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための関係法令の改正</p>	